

質問その 2 ; どういう行為が「データでの情報やりとり」に当てはまるのですか？

答え ; 仕事上の取引に必要な情報をデータで送ったり、受け取ったりする行為です。

取引情報の受け渡しは「電磁的方式」により行われた場合と法律には書かれています。

なお、この「取引情報」とは、普段の仕事の中で次のような書類に書かれている情報のことです。

- ・ 注文書
- ・ 契約書
- ・ 送り状
- ・ 領収書
- ・ 見積書
- ・ その他、これらに準ずる書類

そして電子取引、つまり「データでの情報やりとり」とは、次のような取引を指します。

- ・ EDI 取引（※）
- ・ インターネット等による取引
- ・ 電子メール（添付ファイルによる場合を含む）
- ・ ネット上の特定のサイトを通じた取引情報のやり取り

【参考 ; 国税庁 HP「一問一答」より、もともとの文章】

問 2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

【回答】

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます（法 2 五）。

なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆる EDI 取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。